

第3次南相馬市定員適正化計画 (令和3年度～令和12年度)



目次

1	はじめに	3
2	これまでの定員適正化の取り組み	4
	（1）第1次定員適正化計画	4
	（2）第2次定員適正化計画	5
3	今後の定員管理のあり方について	6
	（1）基本方針	6
	（2）計画期間	6
	（3）対象職員の範囲	6
	（4）職種別の目標職員数	7
	一般事務職	7
	技術職	8
	資格免許職	12
	技能労務職	17
	再任用職員	18
	任期付職員・特定任期付職員	20
	派遣（受入）職員	22
	（5）目標職員数	23
	（6）採用計画	25
	（7）計画の見直し	25
4	資料編	26
	（1）職員定数条例の状況	26
	（2）部門別職員数の状況・類似団体との比較	27
	（3）普通会計職員数の推移と今後の見込み	28
	（4）職階別職員数の状況	29
	（5）年齢別男女別職員構成の状況	30
	全職員（派遣職員を除く）	30
	任期の定めのない職員	32

【職員の定義】

本計画では、特別職、医療職給料表適用職員、会計年度任用職員を除く。

それぞれの用語の定義は、下表のとおりとする。

	一般事務職	技術職	資格免許職	技能労務職	任期付職員	再任用職員	派遣職員	備考
総職員数	○	○	○	○	○	○	○	
一般行政職	○	○						任期付職員・再任用職員・派遣職員のうち、資格免許職・技能労務職を除く
行政職（一）給料表適用職員	○	○	○					任期付職員・再任用職員・派遣職員のうち、技能労務職を除く
任期の定めのない職員	○	○	○	○				
普通会計職員								一般会計・育英資金貸付特別会計・亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計の職員のみ

1 はじめに

南相馬市は、平成 18 年 1 月 1 日に 3 市町が合併し、誕生しました。合併後の市の規模に見合う職員数を目指すため、平成 18 年 10 月に「南相馬市定員適正化計画」を策定し、平成 18 年度から平成 27 年度の 10 年間で職員数を 25%以上削減することを目標として取り組んできました。

しかしながら、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの退職者が出る中、復旧・復興事業を実施するため、任期付職員の採用や派遣職員の応援を受けるなど、職員不足の解消に努めてきました。

このような中、引き続き復興事業を積極的かつ重点的に実施していくうえで、これらに見合う人員確保が必要であることから、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間で計画期間とする「第 2 次定員適正化計画」を策定し、平成 27 年 4 月 1 日配置の職員数を維持することを目標として、任期の定めのない職員や任期付職員の採用、交流自治体等に対する職員の派遣依頼などに取り組んできたところです。

その後の 3 年間（平成 31 年度（令和元年度）から令和 3 年度まで）は、国が定める復興期間 10 年間（平成 23 年度から令和 2 年度まで）以後の状況や地方公務員の定年延長の実施時期が不明確であったことから、毎年度策定する「採用計画」において、第 2 次定員適正化計画の目標を継続することとしてきました。

今般、復興庁の設置期間が延長され（令和 12 年度まで）、第 2 期復興・創生期間（令和 3 年度から令和 7 年度まで）が定められたこと、また、令和 3 年 6 月に地方公務員の定年延長を規定した改正地方公務員法が成立したことを受け、令和 3 年度から令和 12 年度（令和 13 年 4 月 1 日採用）までの 10 年間で計画期間とした「第 3 次定員適正化計画」を策定しました。

2 これまでの定員適正化の取り組み

(1) 第1次定員適正化計画

計画期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日までの 10 年間

対象職員の範囲

一般行政職員、資格免許職及び技能労務職員（医療職給料表適用職員除く）
（任期の定めのない職員）

目標職員数

平成 28 年 4 月 1 日の職員数を 535 人とするを目標とする
（削減数 182 人 削減率 25.4%）

職員削減・採用計画

採用は、平成 26 年度退職者までは補充率 40%を基本とし、各年度別の採用予定人数は平準化を図る

ただし、保育士・幼稚園教諭及び技能労務職については不補充を基本とする

達成状況

年月日	計画数	実績数	差引
H18.4.1	717	717	0
H19.4.1	712	701	11
H20.4.1	698	681	17
H21.4.1	680	663	17
H22.4.1	665	630	35
H23.4.1	648	612	36
H24.4.1	624	558	66
H25.4.1	607	540	67
H26.4.1	596	536	60
H27.4.1	568	536	32
H28.4.1	535	544	9
削減数	182	173	
削減率	25.4%	24.1%	

○平成 22 年度までは順調に進捗していたものの、東日本大震災後数年にわたり早期退職者が大幅に増加し、復興事業を実施するための職員数を確保する必要が生じたため、最終年度である平成 28 年度は目標数を 9 人上回った。

(2) 第2次定員適正化計画

計画期間

平成28年4月1日から平成30年4月1日の3年間とする。

対象職員の範囲

一般行政職員（再任用職員含む）及び任期付職員、派遣職員とする。

（保健師、保育士等の資格免許職及び技能労務職を除く）

第1次定員適正化計画とは対象が異なる。

目標職員数

平成28年4月1日の職員数を564人とし、3年間は現状を維持することを目標とする（削減数0人 削減率0.0%）

採用計画

採用は、平成29年度退職者までは補充率100%を基本とし、平成28年4月1日配置予定人数564人を上限とした採用を行う。

達成状況

基準値

年月日	実績数
H27.4.1	564

実績数の内訳

一般行政	任期付	派遣	再任用	計
416	89	40	19	564

年月日	計画数	実績数	差引
H28.4.1	564	554	10
H29.4.1	564	563	1
H30.4.1	564	568	4

一般行政	任期付	派遣	再任用	計
422	83	37	12	554
423	86	39	15	563
426	88	37	17	568

年度中途採用数
6
7
4

○各年度において、概ね目標を達成できた。4月1日現在で職員数が確保できなかった年度では、年度中途の採用を行うなど、目標達成に努めた。

参考

年月日	計画数	実績数	差引
H31.4.1	564	548	16
R2.4.1	564	544	20
R3.4.1	564	552	12

一般行政	任期付	派遣	再任用	計
424	78	29	17	548
418	74	33	19	544
421	77	37	17	552

年度中途採用数
16
4
19

R3の年度中途採用は1.1現在

3 今後の定員管理のあり方について

(1) 基本方針

○復興庁設置期間が10年間延長され、本年度より第2期復興・創生期間がスタートしたこと、移住・定住、少子化対策、DXなどの新たな課題に対応する必要があることなど、これまで各分野で積み上げてきた成果を確かなものにするには更なる施策が必要であることから、市の体制を早急に強化する必要がある。

○一方で、派遣職員、特に事務職については、新型コロナウイルス感染症対応で各自治体とも職員の確保に苦慮している状況であることから、派遣は困難な状況となっている。

このことから、第2期復興・創生期間（令和3～7年度）の一般事務職においては、新たな課題に対応するとともに、復興事業を着実に実施するために必要な職員数を確保すべく、前倒し採用等により必要な職員数を確保する。

○前倒し採用については、任期の定めのない職員とし、人材育成を推進する。任期付職員については、第2期復興・創生期間で概ね復興事業が終了することが見込まれることから、当該期間後の新規採用は行わないこととする。

○一般事務職以外の職種については、個別計画等に基づき採用する。個別計画等を定めていない職種においては、通常事業を維持するため、退職者補充を行い、現状維持を基本とする。ただし、技能労務職については、今後の在り方を検討することとし、その間原則不補充とする。

復興庁設置期間終了後（令和13年度以降）においては、類似団体の平均数に区役所機能分を加えた数を適正な職員数としていく（現時点では、普通会計で令和元年度の類似団体平均数431人に区役所機能分40人を加えた471人）。

復興事業を優先実施しながらも、指定管理の導入や民間委託、事業の統廃合、ICTの活用などによる事業の効率化を検討し、効率的な行政運営や職員の負担軽減に努める。

地方公務員法の改正により、令和5年度から施行される定年延長を踏まえた定員管理とする。

「南相馬市特定事業主行動計画」に基づく職員のワーク・ライフ・バランスの向上と「南相馬市人材育成基本方針」に基づく人材育成の推進が図れる適正な職員数の確保に努める。

(2) 計画期間

令和3年度から令和12年度の10年間とする

(3) 対象職員の範囲

一般事務職、技術職、資格免許職、技能労務職、任期付職員、再任用職員、派遣職員とする

(4) 職種別の目標職員数

一般事務職

段階的な定年延長を踏まえ、採用数を平準化するため、令和3～6年度は退職見込みの平均数11人の採用とする。

令和3・4年度については、上記に加え、第2期復興・創生期間における新たな課題への対応や復興事業を着実に実施するために必要な職員数を確保すべく、前倒し採用を行う。前倒し採用数は職員配置調査結果をもとに39人とする。(令和3年度21人、令和4年度18人)。

令和7～12年度は、令和13年度以降の目標数を実現するため、退職見込者数の平均数の40%補充の4人の採用とする。

	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	367	387	403	408	407	405
定年退職者数	6	7	0	6	0	9
早期退職者 (見込み)	6	6	6	6	6	6
翌年度採用者数	32	29	11	11	4	4
増減	20	16	5	1	2	11

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	394	392	383	381	374
定年退職者数	0	7	0	5	-
早期退職者 (見込み)	6	6	6	6	-
翌年度採用者数	4	4	4	4	-
増減	2	9	2	7	-

4月1日現在の見込み。令和3年度は実績値。次ページ以降も同様。

早期退職者(見込み)は平成28年度から令和2年度までの平均値。

技術職

- 技術職については、復興事業に必要な職員を確保するため、引き続き派遣職員の確保に努めることとする。
- 職員の採用についても、第2期復興・創生期間後の通常事業を見据え、退職者の補充に努めるものとする。

ア 土木

令和2年度までに退職補充ができていない職員数4人に加え、退職者補充分を令和3・4年度に採用する。

令和5年度以降は定年退職者が発生する年度に採用する。

	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	37	38	41	41	41	41
定年退職者数	1	1	0	1	0	1
翌年度採用者数	2	4	0	1	0	1
増減	1	3	0	0	0	0

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	41	41	41	41	41
定年退職者数	0	2	0	1	-
翌年度採用者数	0	2	0	1	-
増減	0	0	0	0	-

イ 電気

令和2年度までに退職補充できていない職員数3人を令和3・4年度で採用する。

令和4年度以降は定年退職者がいないため、現状維持とする。

	令和3年度	令和4年度	定年延長			
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	7	9	10	10	10	10
定年退職者数	0	0	0	0	0	0
翌年度採用者数	2	1	0	0	0	0
増減	2	1	0	0	0	0

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	10	10	10	10	10
定年退職者数	0	0	0	0	-
翌年度採用者数	0	0	0	0	-
増減	0	0	0	0	-

ウ 機械

計画期間内に定年退職者がいないため、現状維持とする。

	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	3	3	3	3	3	3
定年退職者数	0	0	0	0	0	0
翌年度採用者数	0	0	0	0	0	0
増減	0	0	0	0	0	0

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	3	3	3	3	3
定年退職者数	0	0	0	0	-
翌年度採用者数	0	0	0	0	-
増減	0	0	0	0	-

工 建築

定年退職者発生年度に補充分を採用する。

	定年延長					
	61歳			62歳		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	7	7	7	7	7	7
定年退職者数	0	0	0	0	0	0
翌年度採用者数	0	0	0	0	0	0
増減	0	0	0	0	0	0

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	7	7	7	7	7
定年退職者数	0	1	0	0	-
翌年度採用者数	0	1	0	0	-
増減	0	0	0	0	-

資格免許職

ア 保健師等

(保健師、作業療法士、歯科衛生士、言語聴覚士)

保健師については、人材育成の観点から、令和2年度までの不足数を令和3～5年度で採用し、令和6年度以降は退職者数を補充していく。

○保健師以外の職種については、計画期間中に定年退職者がいないため、現状維持とする。

	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	21	23	24	25	25	25
定年退職者数	0	1	0	1	0	1
翌年度採用者数	2	2	1	1	0	1
増減	2	1	1	0	0	0

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	25	25	25	25	25
定年退職者数	0	0	0	1	-
翌年度採用者数	0	0	0	1	-
増減	0	0	0	0	-

イ 保育士・幼稚園教諭

令和3年度は令和2・3年度の退職者補充分2人を採用する。

令和4年度以降は保育園や幼稚園、認定こども園の見直しを見据え、当面退職者不補充とする。ただし、計画が策定された後、必要に応じ採用をしていく。

	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	36	37	37	37	36	36
定年退職者数	1	0	0	1	0	0
翌年度採用者数	2	0	0	0	0	0
増減	1	0	0	1	0	0

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	36	36	36	36	34
定年退職者数	0	0	0	2	-
翌年度採用者数	0	0	0	0	-
増減	0	0	0	2	-

ウ 学芸員

○専門職採用計画に基づき、採用を行う。

- ・令和3年度は、考古分野の学芸員を1人採用する。
- ・令和4年度は、民俗分野の学芸員を1人採用する。
- ・令和10年度は、歴史分野の学芸員を1人採用する。

	令和3年度	令和4年度	定年延長			
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	8	9	10	10	10	10
定年退職者数	0	0	0	0	0	0
翌年度採用者数	1	1	0	0	0	0
増減	1	1	0	0	0	0

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	10	10	10	10	10
定年退職者数	0	1	0	0	-
翌年度採用者数	0	1	0	0	-
増減	0	0	0	0	-

工 司書

計画期間内に定年退職者がいないため、現状維持とする。

	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	8	8	8	8	8	8
定年退職者数	0	0	0	0	0	-
翌年度採用者数	0	0	0	0	0	-
増減	0	0	0	0	0	-

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	8	8	8	8	8
定年退職者数	0	0	0	0	-
翌年度採用者数	0	0	0	0	-
増減	0	0	0	0	-

才 栄養士

令和3年度退職者分については、令和4年度採用とし、その間は再任用職員での対応とする。

○その後は、定年退職者発生年度に退職補充分を採用する。

	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	5	4	5	5	5	5
定年退職者数	1	0	0	1	0	0
翌年度採用者数	0	1	0	1	0	0
増減	1	1	0	0	0	0

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	5	5	5	5	5
定年退職者数	0	0	0	0	-
翌年度採用者数	0	0	0	0	-
増減	0	0	0	0	-

技能労務職

第2次定員適正化計画を踏襲し、原則退職不補充とする。なお、再任用職員や会計年度任用職員の確保に努めるものとする。

○計画期間中、できる限り早期に技能労務職の在り方について検討する。

	令和3年度	令和4年度	定年延長			
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	36	32	30	30	28	28
定年退職者数	4	2	0	2	0	6
翌年度採用者数	0	0	0	0	0	0
増減	4	2	0	2	0	6

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	22	22	20	20	20
定年退職者数	0	2	0	0	-
翌年度採用者数	0	0	0	0	-
増減	0	2	0	0	-

病院採用職員を除く。

再任用職員

定年退職者に対し、再任用職員制度の周知を図り、再任用職員の確保に努める。再任用職員の目標値については、制度が定着してきた平成30年度～令和2年度の3年間平均値で、一般事務においては75%、資格免許職においては100%、技能労務職においては50%を見込む。

定年延長制度が施行される令和5年度以降は暫定再任用制度となり、令和13年度で再任用制度は定年前再任用短時間勤務制度のみとなる。

一般事務	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	17	20	24	21	22	18
65歳到達者数等	3	2	3	4	4	5
翌年度希望者数 (見込み)	6	6	0	5	0	6
増減	3	4	3	1	4	1

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	19	13	13	7	5
65歳到達者数等	6	5	6	5	-
翌年度希望者数 (見込み)	0	5	0	3	-
増減	6	0	6	2	-

資格免許職

	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	11	12	12	12	13	10
65歳到達者数等	1	1	0	2	3	2
翌年度希望者数 (見込み)	2	1	0	3	0	1
増減	1	0	0	1	3	1

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	9	8	7	6	6
65歳到達者数等	1	3	1	2	-
翌年度希望者数 (見込み)	0	2	0	2	-
増減	1	1	1	0	-

技能労務職

	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	5	8	9	8	8	8
65歳到達者数等	0	1	1	2	0	2
翌年度希望者数 (見込み)	3	2	0	2	0	3
増減	3	1	1	0	0	1

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	9	7	6	3	2
65歳到達者数等	2	2	3	1	-
翌年度希望者数 (見込み)	0	1	0	0	-
増減	2	1	3	1	-

任期付職員・特定任期付職員

第2期復興・創生期間中においては、復興事業を着実に実施できる職員数を確保するものの、当該期間後を見据え、段階的な減少も考慮し、更新可能期間満了前の退職者分のみ補充する。

第2期復興・創生期間終了後（令和8年度以降）は、復興事業が概ね終了することが見込まれることから、新たな任期付職員は原則採用しない。

特定任期付職員については、現在、弁護士（令和3年6月採用）1人、国の制度を活用した民間専門人材3人、市独自の民間専門人材1人の計5人であるが、民間専門人材のうち、国の地方創生人材支援制度を活用した3人は、派遣期間が最長2年と定められていることから、令和5年度以降は弁護士1人と市独自の民間専門人材1人とする。市独自の民間専門人材は第2期復興・創生期間中とする。

任期付職員

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	75	79	73	68	62	29
更新可能期間満了者数	12	6	5	6	30	12
更新可能期間満了前 退職者見込数	13	8	4	4	3	1
年度中途採用者数	16	0	0	0	0	0
翌年度採用者数	13	8	4	4	0	0
増減	4	6	5	6	33	13

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	16	8	4	0	0
更新可能期間満了者数	7	3	4	0	-
更新可能期間満了前 退職者見込数	1	1	0	0	-
翌年度採用者数	0	0	0	0	-
増減	8	4	4	0	-

特定任期付職員

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	4	5	2	2	2	1
任期満了者数	0	3	0	0	1	0
採用者数	1	0	0	0	0	0
増減	1	3	0	0	1	0

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	1	1	1	1	1
任期満了者数	0	0	0	0	0
採用者数	0	0	0	0	0
増減	0	0	0	0	0

派遣（受入）職員

東日本大震災からの復旧・復興に当たり、派遣職員の確保に努めているものの、震災から10年以上が経過し、他自治体からの派遣は減少している。

現在は技術職に多く派遣をいただいているが、復興事業の進捗に応じ、今後も派遣職員は減少していくと想定している。

- 事務職の派遣は、各自治体での新型コロナウイルス感染症対応など、人材確保に苦慮している状況から、人事交流を除き令和4年度以降は積極的な派遣依頼を行わないこととする。

技術職については、旧避難指示区域の農業施設等の復旧が概ね終了する見込みである令和7年度までは総務省スキーム等を活用し、派遣職員の確保に努める。令和8年度以降は、福島県及び東京都杉並区との人事交流を想定している。

令和3年4月1日現在の派遣職員（人事交流含む）

- ・福島県 3人（事務1人、技師2人）
- ・千葉県成田市 1人（事務1人）
- ・東京都杉並区 5人（事務3人、技師2人）
- ・東京都北区 1人（事務1人）
- ・東京都青梅市 2人（事務2人）
- ・神奈川県 22人（技師21人、保健師1人）
- ・神奈川県相模原市 1人（事務1人）
- ・新潟県三条市 1人（事務1人）
- ・兵庫県神戸市 2人（技師2人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標数	38	29	22	22	17	3
終了予定者数	9	7	0	5	14	0

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
目標数	3	3	3	3	3
終了予定者数	0	0	0	0	-

(5) 目標職員数

第2期復興・創生期間中においては、総職員数を700人以上確保することとし、その後は退職者の一部不補充を行い、令和13年4月1日の目標数を総職員数で557人とする。

			定年延長						
			61歳		62歳				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
任期の定めのない職員	一般行政職	一般事務	367	387	403	408	407	405	
		技術職	土木	37	38	41	41	41	41
			電気	7	9	10	10	10	10
			機械	3	3	3	3	3	3
			建築	7	7	7	7	7	7
			技術職計	54	57	61	61	61	61
	一般行政職計	421	444	464	469	468	466		
	資格免許職	保健師等	21	23	24	25	25	25	
		保育士等	36	37	37	37	36	36	
		学芸員	8	9	10	10	10	10	
		司書	8	8	8	8	8	8	
		栄養士	5	4	5	5	5	5	
	資格免許職計	78	81	84	85	84	84		
	技能労務職	36	32	30	30	28	28		
任期の定めのない職員計			535	557	578	584	580	578	
再任用職員			33	40	45	41	43	36	
派遣職員			38	29	22	22	17	3	
任期付職員			79	84	75	70	64	30	
合計			685	710	720	717	704	647	

			定年延長					
			63歳		64歳		65歳	
			令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
任期の定めのない職員	一般行政職	一般事務	394	392	383	381	374	
		技術職	土木	41	41	41	41	41
			電気	10	10	10	10	10
			機械	3	3	3	3	3
			建築	7	7	7	7	7
			技術職計	61	61	61	61	61
	一般行政職計	455	453	444	442	435		
	資格免許職	保健師等	25	25	25	25	25	
		保育士等	36	36	36	36	34	
		学芸員	10	10	10	10	10	
		司書	8	8	8	8	8	
		栄養士	5	5	5	5	5	
	資格免許職計	84	84	84	84	82		
	技能労務職	22	22	20	20	20		
任期の定めのない職員計		561	559	548	546	537		
再任用職員		36	37	28	26	16		
派遣職員		3	3	3	3	3		
任期付職員		17	9	5	1	1		
合計		617	608	584	576	557		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
採用者総数	41	38	12	14	4	6
退職者総数	19	17	6	18	6	23
差引増減	22	21	6	4	2	17

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
採用者総数	4	8	4	6
退職者総数	6	19	6	15
差引増減	2	11	2	9

採用者総数・退職者総数には再任用職員・派遣職員・任期付職員は含まない。

参考

一般行政職（第2次定員適正化計画の対象者）の見込み

一般行政職	定年延長					
			61歳		62歳	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
任期の定めのない職員	421	444	464	469	468	466
再任用職員	17	20	24	21	22	18
任期付職員	77	83	74	69	63	29
派遣職員	37	27	22	22	17	3
合計	552	574	584	581	570	516

	定年延長				
	63歳		64歳		65歳
	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
任期の定めのない職員	455	453	444	442	435
再任用職員	19	13	13	7	5
任期付職員	17	9	5	1	1
派遣職員	3	3	3	3	3
合計	494	478	465	453	444

(6) 採用計画

職員採用計画については、毎年度別途策定するものとするが、本計画の職種別の採用数を基本とする。

早期退職者見込み数に増減があった場合には、翌年度採用で調整することとする。

(7) 計画の見直し

令和5年度より施行される定年延長を規定した改正地方公務員法の影響等による早期退職者の見込みや再任用職員の希望者数、中長期派遣職員の支援体制など見込みが難しいものもあり、見込みと大きな乖離が発生した場合、さらには、大規模災害対応や新たな事業展開が必要になった場合などには弾力的に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとする。

○人口や産業構造の変化に伴い類似団体の類型が変更した場合には、目標値の変更などを検討する。

4 資料編

(1) 職員定数条例の状況

	定数条例	条例の特例	R3実績	R4見込	R5見込	R6見込	R7見込	R8見込
一般の職員	550	650	553	574	583	584	577	524
市立病院の職員	325		259	259	259	259	259	259
水道事業に従事する職員	22		17	17	17	17	17	17
議会の事務局の職員	7		6	6	6	6	6	6
教育委員会の職員	100		70	70	70	70	70	70
選挙管理委員会の職員	2		2	2	2	2	2	2
監査委員の事務局の職員	4		3	3	3	3	3	3
農業委員会の職員	6		5	5	5	5	5	5
計	1,016	1,116	915	936	945	946	939	886

	定数条例	条例の特例	R9見込	R10見込	R11見込	R12見込	R13見込
一般の職員	550	650	495	488	460	444	425
市立病院の職員	325		259	259	259	259	259
水道事業に従事する職員	22		17	17	17	17	17
議会の事務局の職員	7		6	6	6	6	6
教育委員会の職員	100		70	70	70	70	70
選挙管理委員会の職員	2		2	2	2	2	2
監査委員の事務局の職員	4		3	3	3	3	3
農業委員会の職員	6		5	5	5	5	5
計	1,016	1,116	857	850	822	806	787

- 1 全て4月1日現在。
- 2 見込は「一般の職員」以外をR3と同数と仮定した場合。
- 3 定数条例には、特別職、会計年度任用職員、短時間勤務職員は含まない。

(2) 部門別職員数の状況・類似団体との比較

類型
市 - 2

大 部 門	R2.4.1 現 在 職 員 数	類似団体 修正値	超 過 数
	人	人	人
議 会	6	5	1
総 務 ・ 企 画	158	104	54
税 務	28	25	3
民 生	84	115	31
衛 生	61	38	23
労 働			
農 林 水 産	43	17	26
商 工	36	13	23
土 木	56	44	12
一 般 行 政 計	472	361	111
教 育	102	70	32
消 防			
普 通 会 計 計	574	431	143
病 院	250		
水 道	15		
下 水 道	14		
交 通			
そ の 他	24		
公 営 企 業 等 会 計	303		
合 計	877		

(3) 普通会計職員数の推移と今後の見込み

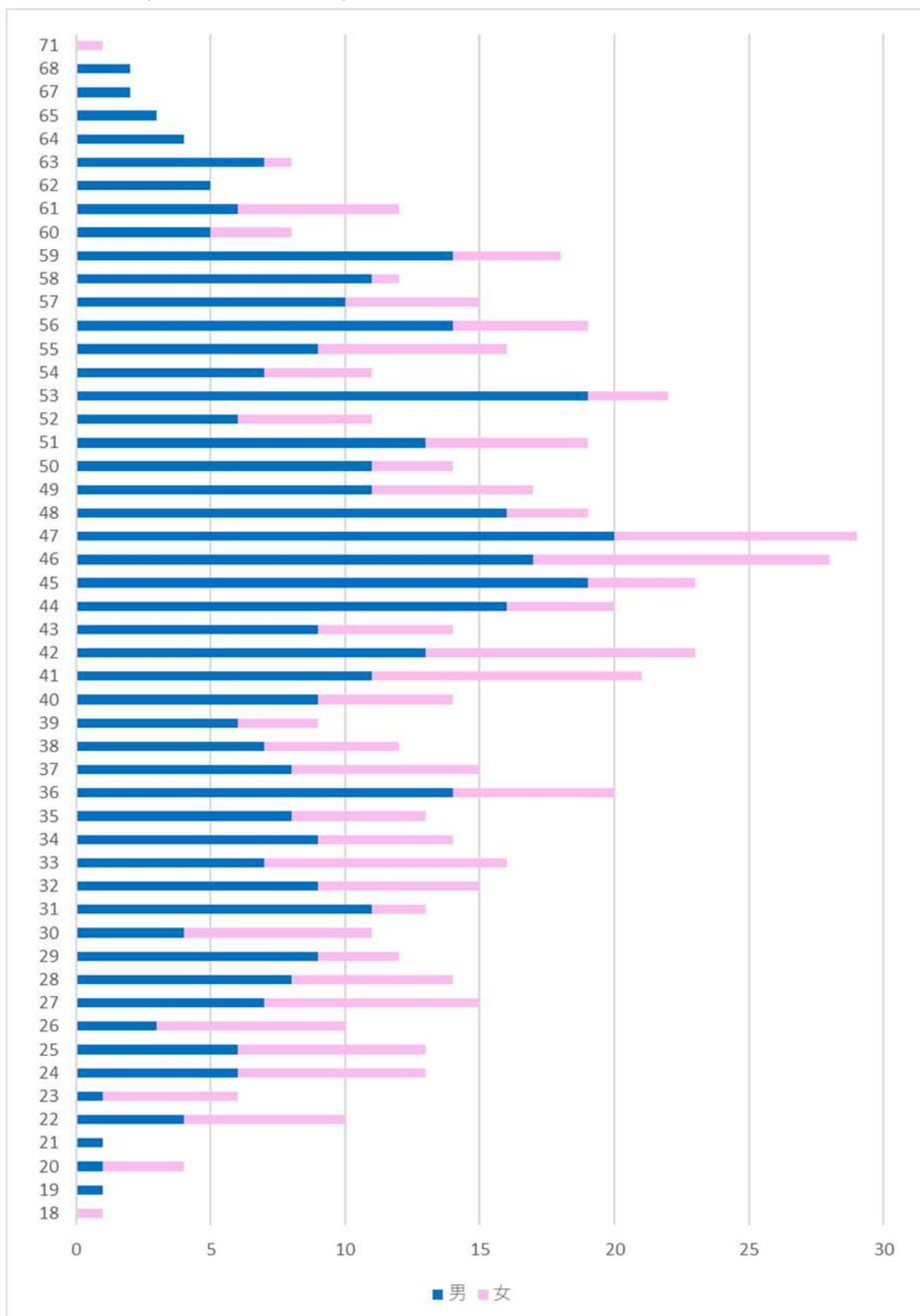


(4) 職階別職員数の状況

	R3.4.1	構成割合
部長職	12	1.8%
理事職	3	0.4%
部次長職	9	1.3%
総括参事職	4	0.6%
参事職	10	1.5%
課長職	41	6.0%
主幹職	0	0.0%
小計	79	11.7%
課長補佐職	46	6.8%
係長職	124	18.3%
その他の職	429	63.3%
合計	678	100.0%

(5) 年齢別男女別職員構成の状況

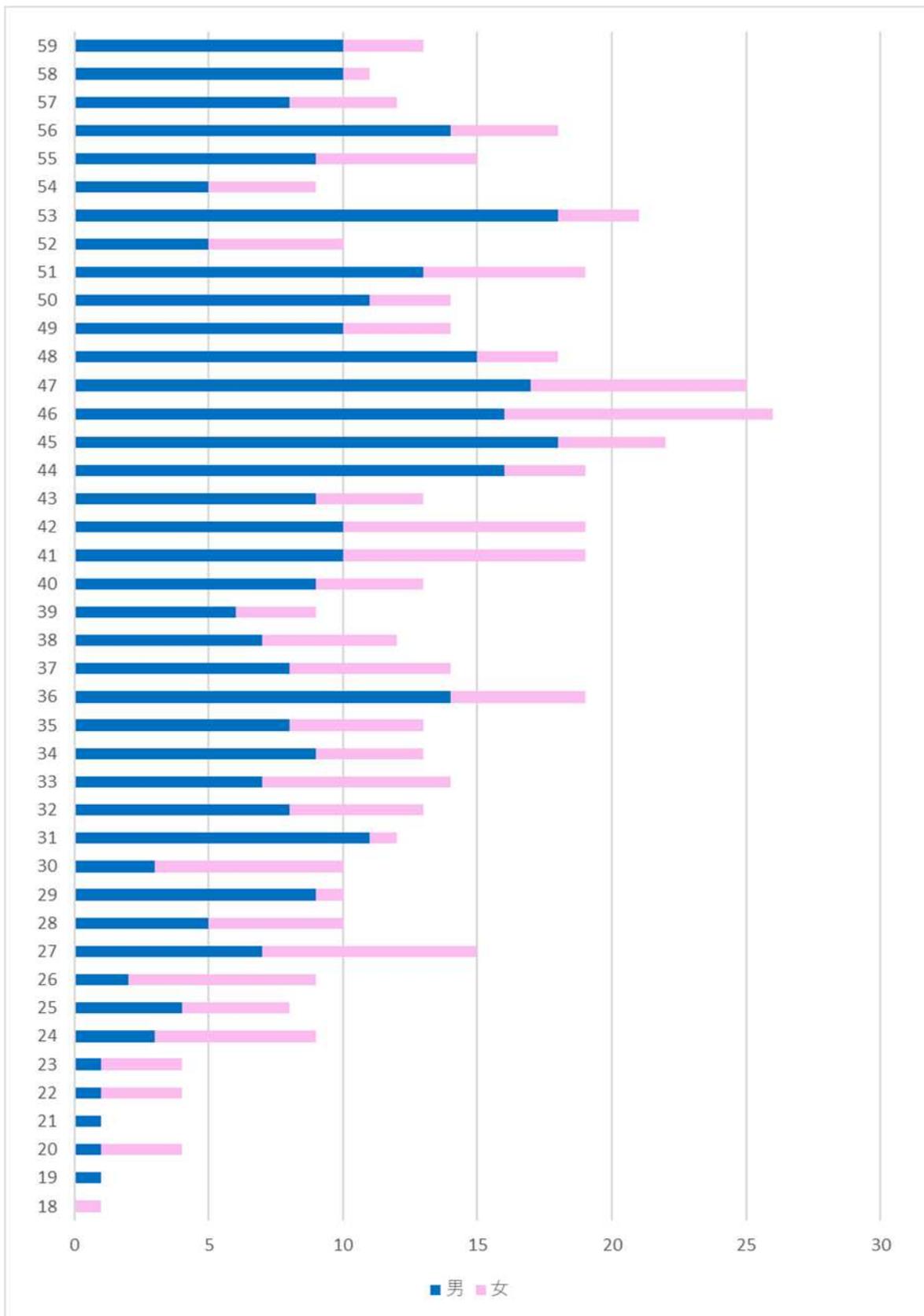
全職員（派遣職員を除く）



令和3年4月1日現在。

年齢	男	女	合計	構成割合	
71		1	1	0.2%	6.9%
68	2		2	0.3%	
67	2		2	0.3%	
65	3		3	0.5%	
64	4		4	0.6%	
63	7	1	8	1.2%	
62	5		5	0.8%	
61	6	6	12	1.8%	
60	5	3	8	1.2%	
59	14	4	18	2.8%	24.1%
58	11	1	12	1.8%	
57	10	5	15	2.3%	
56	14	5	19	2.9%	
55	9	7	16	2.5%	
54	7	4	11	1.7%	
53	19	3	22	3.4%	
52	6	5	11	1.7%	
51	13	6	19	2.9%	
50	11	3	14	2.1%	32.2%
49	11	6	17	2.6%	
48	16	3	19	2.9%	
47	20	9	29	4.4%	
46	17	11	28	4.3%	
45	19	4	23	3.5%	
44	16	4	20	3.1%	
43	9	5	14	2.1%	
42	13	10	23	3.5%	
41	11	11	22	3.4%	21.5%
40	10	5	15	2.3%	
39	6	3	9	1.4%	
38	7	5	12	1.8%	
37	8	7	15	2.3%	
36	14	7	21	3.2%	
35	8	5	13	2.0%	
34	9	5	14	2.1%	
33	7	9	16	2.5%	
32	9	6	15	2.3%	15.3%
31	11	2	13	2.0%	
30	4	8	12	1.8%	
29	9	3	12	1.8%	
28	8	6	14	2.1%	
27	7	8	15	2.3%	
26	3	7	10	1.5%	
25	6	7	13	2.0%	
24	6	7	13	2.0%	
23	1	5	6	0.9%	
22	4	6	10	1.5%	
21	1		1	0.2%	
20	1	3	4	0.6%	
19	1		1	0.2%	
18		1	1	0.2%	
総計	420	232	652	100.0%	100.0%
割合	64.4%	35.6%	100.0%		

任期の定めのない職員



令和3年4月1日現在。

年齢	男	女	合計	構成割合	
59	10	3	13	2.4%	26.5%
58	10	1	11	2.1%	
57	8	4	12	2.2%	
56	14	4	18	3.4%	
55	9	6	15	2.8%	
54	5	4	9	1.7%	
53	18	3	21	3.9%	
52	5	5	10	1.9%	
51	13	6	19	3.6%	
50	11	3	14	2.6%	
49	10	4	14	2.6%	35.1%
48	15	3	18	3.4%	
47	17	8	25	4.7%	
46	16	10	26	4.9%	
45	18	4	22	4.1%	
44	16	3	19	3.6%	
43	9	4	13	2.4%	
42	10	9	19	3.6%	
41	10	9	19	3.6%	
40	9	4	13	2.4%	
39	6	3	9	1.7%	24.1%
38	7	5	12	2.2%	
37	8	6	14	2.6%	
36	14	5	19	3.6%	
35	8	5	13	2.4%	
34	9	4	13	2.4%	
33	7	7	14	2.6%	
32	8	5	13	2.4%	
31	11	1	12	2.2%	
30	3	7	10	1.9%	
29	9	1	10	1.9%	14.2%
28	5	5	10	1.9%	
27	7	8	15	2.8%	
26	2	7	9	1.7%	
25	4	4	8	1.5%	
24	3	6	9	1.7%	
23	1	3	4	0.7%	
22	1	3	4	0.7%	
21	1		1	0.2%	
20	1	3	4	0.7%	
19	1		1	0.2%	
18		1	1	0.2%	
総計	349	186	535	100.0%	100.0%
割合	65.2%	34.8%	100.0%		

第3次南相馬市定員適正化計画

令和4年2月策定
総務部総務課